

■住宅の応急修理申込チェックシート

持家 / 借家

必要書類①～④と、このチェックシートを全て揃えて提出してください。

災害救助法に基づく、住宅の応急修理は次(1)～(6)の要件を満たす必要があります。要件を確認のうえ、申請してください。

なお、住宅の応急修理にかかる費用は、1世帯あたり595,000円(9月末までに修理が完了する場合は584,000円を限度)(一部損壊(10%以上の損壊)の場合は300,000円が限度)としており、限度額を超える部分の工事については、被災者の負担となります。

必要書類	チェック欄	
	申請者	市町
① 応急修理申込書 ※申込者は、「り災証明書」受理者とする。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 資力に係る申出書 ※半壊及び一部損壊(10%以上の損害)の場合 ※借家の場合は、所有者(貸主)の申出書も必要です。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ り災証明書(写し)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 写真(外観全景、浸水している部屋の全景) ※一部損壊(10%以上の被害)の場合のみ	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
応急修理の対象者等要件	申請者	市町
(1) 住宅が災害により、一部損壊(10%以上の損害)、半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態である。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなり、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 民間賃貸住宅の借上げ制度(みなし仮設住宅)を利用しない。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 自らの資力では応急修理を行うことができない。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 応急修理をする箇所が、床等の基本部分、外部に面するドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分である。 ※借家の場合は、所有者が修理を行えず、かつ所有者の同意を得ることができる。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 応急修理後、施工内容に問題が生じた場合、私と施工業者で問題を解決します。(武雄市は一切関与しません。)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【修理見積り依頼状況】 ※いずれかにチェック☑してください。

依頼済 未依頼(事業者の当てがある) 未依頼(探している段階)

※依頼済の場合、記載してください。

事業者名 **株式会社〇〇〇〇〇**

上記の災害救助法に基づく、住宅の応急修理の要件等を確認し、申し込みます。

氏 名 武雄太郎 印

(自署の場合押印省略可)